

土地区画整理法第76条許可申請について

土地区画整理事業施行地区内において、**土地の造成や建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき京都市長の許可が必要となります。**

建築行為等とは

以下の行為が対象となります。

■切土・盛土などの
土地の形質の変更



■重量が5トンを超える
物件の設置又は堆積



■建築物その他の工
作物の新築・改築
又は増築

※改築工事
家屋のリフォームや修理について、
屋内の修理や外壁の修理等は対象
となりませんが、排水施設の設置
等の外構工事は対象となります。



許可申請手続について

申請される際は、ご足労ですが、南部区画整理事務所までお越しいただき、行為内容等について説明をお願いします。

申請に必要な書類については、京都市のホームページ（京都市情報館）からデータをダウンロードしていただけます。「市施行地区（伏見西部第三・第四・第五地区用）」の「土地区画整理法第76条第1項の許可申請書」をお選びください。

伏見西部第四地区 76条申請 検索



詳しくは、南部区画整理事務所までお問合せください！



伏見西部第四地区

令和8年5月発行
第18号

区画整理通信

皆様には、日頃から土地区画整理事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。



今後の進め方について

小中一貫教育校の創設（令和13年4月開校予定）が決定しました。今後は、歩道のある横大路中通の整備を進めます。



仮換地指定について

「仮換地指定」とは、現在使用されている土地（従前地）に代わって使用できる土地（仮換地）を定めることをいいます。仮換地指定は、事業の進捗に合わせて順次実施しており、権利者の方には、事前に指定内容をご説明いたします。

土地の分筆・合筆について

土地区画整理事業施行地区内の土地の分筆、合筆を行う場合は、換地設計の変更が伴うため申請が必要です。登記手続前に南部区画整理事務所にご相談ください。

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記が義務化され、相続による不動産の取得を知った日から3年以内の登記申請が必要です。令和6年4月1日以前に相続が開始している場合も、義務化の対象となります。



発行：京都市建設局都市整備部 南部区画整理事務所

所在地：京都市伏見区深草五反田町112番地

電話：075(643)0088 FAX：075(643)0089

伏見西部第四地区 検索

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000171479.html>

令和8年5月 京都市印刷物第080932号



☆二次元コードはこちら☆

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



「事業の見える化」を進めます！

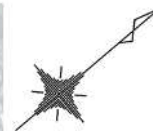
四地区内に3箇所横大路中通の計画や整備状況を掲載した看板を設置します。



（設置箇所は次ページ今年度の整備予定箇所に記載）

- 水路

-



伏見西部第三地区

